0 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、 政令で指定する人口五十万以上の市 (以 下 「指定都市」という。) は、 次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基 政令で定めるところにより、 処理すること

児童福: |祉に関する事務 ができる。

- 民生委員に関する事務
- 身体障害者の福祉に関する事務

 \equiv

兀 生活保護に関する事務

五. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務

五 の の 三 二 社会福祉事業に関する事務

知的障害者の福祉に関する事務

六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務

六の二 老人福祉に関する事務

七 母子保健に関する事務

八 障害者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

墓地、 埋葬等の規制に関する事務

 $\overset{+}{-}$ 興行場、 旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務

<u>十</u> の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

結核の予防に関する事務

都市 計画 に関する事務

土地区画整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 認可 認可 認可、 他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、 指定都市がその ,等の ,等の 承認その他これらに類する処分を要し、 処分若しくは指示その他の命令に代えて、 処分を要せず、 事 務 を処理するに当たつて、 若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは 又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の 各大臣の許可、 認可等の処分を要するものとし、 又は都道府県知事若しくは都道府県の 若しくは各大臣の指示その他 政令の定めるところにより、 委員会の 改善、 都道 府 停 県の委員 뱌 の命令を受ける 委員会の これらの 制 限 禁止そ 許 許可、 許可、

(中核市の権能)

もの

とする。

第二百五十二条の二十二 中 ·核 :処理することができる事務のうち、 たおいて処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、 政令で指定する人口三十万以上 都道府県がその区域にわたり一 一の市 (以 下 「中核市」 体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的 という。) 政令で定めるところにより、 は、 第二百五十二条の十 処理することができる。 九 第一 項 の規定により な事務その 他 市

2 らに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、 命 令に関する法令の規定を適用せず、 中 -核市がその事務 を処理するに当たつて、 又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、 法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の 各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。 政令の定めるところにより、 改 善、 停止、 これらの指 制限、 禁止その 示その 他これ 他

 \bigcirc 地 方自 治 法 第 二百 五. 十二条の十 九 第 項 \mathcal{O} 指 定都 市 0) 指定に関する政令 昭 和三十一 年政令第二百五十四号) 抄

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。

市 浜 松市 名古屋市 畄 山 京都市 相模原· 横 浜市 神 戸 市 北 九州市 札幌市 Ш | 崎市 福 岡 市 広 島 市 仙台市 千 -葉市 さい たま市 静 岡 市 堺市 新潟

 \bigcirc 地 方自 治法第二百五 十二条の二十二第 項 の中 核 市 0 指定に関する政令 (平成七年政令第四百八号) 抄

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を次のとおり指定する。

き市 一都宮市 長野 金沢 市 豊橋 市 市 岐 阜市 高 松市 姫路市 旭 Ш 市 熊 本市 松 山 市 鹿 児島市 横須賀市 水B 田 奈良市 市 郡山市 倉敷市 和 歌 Щ Ш 越 市 市 長崎 船 橋 市 市 大分市 岡崎市 豊田 高槻市 市 福 東大阪市 Ш 市 高 知 富山 市 市 宮 崎 函 市 館 市 わ

下関 市 青森市 盛岡市 柏 市 西宮市 久留米市 前 橋市 大津市 尼崎 市 高 崎 市

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) (抄)

第五十九条の四 として指定都市等に適用があるものとする。 市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、 て政令で定める市 (以下「指定都市」という。) 及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (以下「中核市」という。) この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、 (以下「児童相談所設置市」という。) においては、 政令で定めるところにより、 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置 並びに児童相談所を設置する市とし 指定都市等に関する規定

2 査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、 前項の規定により指定都市等の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。 厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。) に 係る 審

3 都道府県知事は、 児童相談所設置市の長に対し、 当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、 助言又は援助をすることができ

4 この法律に定めるもののほか、 児童相談所設置市に関し必要な事項は、 政令で定める。

る。

○ 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) (抄)

第四 |十五条の二 法第五 十九条の四第 項 の政令で定める市は、 横須賀市、 金沢市及び熊本市とする。

〇 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄

(用語の意義)

第七百一条の三十一 事業所税について、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

指定都市等 次に掲げる市をいう。

イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

口 イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市 街地 又は近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域を有する

もの

イ及びロ 三十万以 に掲げる市以外の市で人口 上のも ののうち政令で指定するも (官報で公示され た最近の国 | 勢調 !査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口

資産 をいう。 割 事 業所床 面 積を課税標準として課する事業所税 をいう。

三 従業者割 従業者給与総額を課税標準として課する事業 所税をいう。

事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

兀

,業所床面積

五 項 対して支払われる俸給、 E 従業者給与総額 おいて「障害者」という。 事 務所又は事業所 給料、 賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この号及び次項において「給与等」という。)及び年齢六十五歳以上の者 (以下この節において「事業所等」という。) の従業者 (役員を除く。) を除く。 以下この号及び第七百一条の四十三におい (役員を含むものとし、 政令で定める障害者)の総額 て同じ。 に

関する助成に係る者で政令で定めるもの 含むものとし、 業所等の従業者のうちに、第三百十三条第四項に規定する事業専従者がある場合には、 年齢五十五歳以上六十五歳未満の者のうち雇用保険法 (次項において 「雇用改善助成対象者」という。 (昭和四十九年法律第百十六号) その者に係る同条第五項に規定する事業専従者控除 がある場合には、 その他の法令の規定に基づく国の その者の給与等の額の二分の一 を雇用に 額を

事業所用家屋 家屋 (第三百四十一条第三号の家屋をいう。 以下本節において同じ。)の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの

七 事業年 度 第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。

相当する額を除く。)をいう。

れぞれ次に掲げる期間とする。 個人に係る課税期間 個人の行う事業に対して課する事業所税の 課税標準の算定の基礎となる期間をい V) 次に掲げる場合の区分に応じ、 そ

口 からニまでに掲げる場合以外の場合 その年の 月 一日から十二 月三十一 日まで

口 \dot{o} 中途において事業を廃止した場合 (ニの場合を除く。 その 年 一の一月一 日 から当該廃 止 の日まで

年の中途において事業を開始した場合 (ニの場合を除く。 当該開始の日からその年の十二月三十一日 まで

中 途におい て事業を開始し、 その年の中途において事業を廃止した場合 当該開 始 の日 から当該 廃 止 0 日 まで

2 n る時の 前項 第五号の 現況によるものとする。 場合にお いて、 障 :害者、 年 齢六十五歳以上の者又は雇用改善助 成対象者であるかどうかの判定は、 その者に対して給与等が支払わ

 \bigcirc 地 方税 施 行令 昭昭 和 二十五年政令第 二百 匹 + Ħ. 号) 抄

百一条の三十一 第 項第一号 ハの

第五十六条の 岐阜市、 前橋市、 市 福山 山市、 豊橋市、 高 崎市、 十五 高 松市、 岡崎市、 川越市、 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、 松山市、 所沢市、 一宮市、 高知市、 越谷市、 春日井市、 久留米市、 市川 豊田 市、 長崎市、 市 船橋市、 四日市 熊本市、 市、 松戸市、 大津市、 大分市、 柏市、 豊中市、 八王子市、 宮崎市、 吹田市、 鹿児島市及び那覇市とする。 町田市、 旭川市、 高槻市、 横須賀市、 青森市、 枚方市、 秋田 藤沢市、 姫路. 市 市、 郡 富山 Щ 市、 奈良市、 市、 V 金沢市、 わき市、 和歌山市、 長野 宇都宮市、 市、 倉敷

〇 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号) (抄)

(広域地方計画協議会)

方行政機関、 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、 関係都府県及び関係指定都市 (以下この条において 「国の地方行政機関等」という。)により、 広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、 広域地方計 画協 議会 (以下 国の 関係 協 各地 議

会」という。)を組織する。

2 る地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。 協議会は、必要があると認めるときは、 協議により、 当該広域地方計画区域内の市町村 (指定都市を除く。 当 一該広域地方計画区域に隣 |接す

3 第一項の協議を行うための会議 (第六項において「会議」という。) は、 次に掲げる者をもつて構成する。

一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員

一 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員

前項の規定により加わつた者 (地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者

協 議会は、 必要があると認めるときは、 関係各行政機関に対し、 資料の 提供、 意見の表明、 説明その 他の協力を求めることができる。

5 くものとする。 協議会は、 前条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行う場合においては、 学識経験を有する者の意見を聴

6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければならない。

7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

8 前各項に定めるもの のほ か、 協議会の運営に関し必要な事項 は 協議会が定める。

○ 国土形成計画法施行令(平成十八年政令第二百三十号)(抄)

(広域地方計画協議会の組織)

第二条 区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条二条 法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画

管区警察局

十九第一項の指定都市をいう。)により組織する。

財務局 総合通信局

地方厚生局

地方農政局 森林管理局

地方運輸局経済産業局

十九八七六五四

十 管区海上保安本部 地方環境事務所

別表 (第二条関係)

北陸圏	東北圏	中部圏	近畿圏	首都圏
富山県	青森県	長野県	滋賀県	茨城県
石川県	岩手県	岐阜県	京都府	栃木県
福井県	宮城県	静岡県	大 阪 府	群馬県
	秋田県	愛知県	兵庫県	埼玉県
	山形県	三重県	奈良県	千葉県
	福島県	静岡市	和歌山県	東京都
	新潟県	浜松市	京都市	神奈川県
	仙台市	名古屋市	大 阪 市	山梨県
	新潟市		界市 神戸市	だ さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市

九 州 圏	四 国 圏	中国圏
福岡県	徳島県	鳥取県
佐賀県	香川県	島根県
長崎県	愛媛県	岡山県
熊本県	高知県	広島県
大分県		山口県
宮崎県		岡山市
鹿児島県		広島市
北九州市		
福岡市		